

1 計画の概要

< 計画の目的・基本方針 >

- 東京都指定有形文化財（建造物） 市政会館及び日比谷公会堂として、市政会館と日比谷公会堂で一体的に保存管理を行う。
- 東京都指定有形文化財（建造物）として本質的価値を損なうことなく安全性・利便性の向上を図り、今後も活用していく。

保存管理計画

保存管理の現状を把握した上で、文化財としての価値を明らかにし、これを良好に維持するための保護の方針と管理の方法について定める。

活用計画

公開及び活用について方針、計画を定め、実施に向けての課題を示す。日比谷公会堂ホールのある方及び必要な施設設備について検討し、実施に向けての課題を示す。

環境保全計画

周囲の環境について、文化財建造物と一体的な保全を図る観点から現状と課題を把握し、今後の環境保全に関する基本的な方針を示し、計画区域内における保護の方針を定める。

防災計画

想定される人的災害及び自然災害について、予防と対応の方策を定める。防災機器の新設や維持管理、災害発生時の対処方針について定める。耐震対策の方針を明確にする。

< 建物概要 >

日比谷公園の東南隅に所在する、昭和4（1929）年に竣工した、研究所・図書館・事務所棟と公会堂からなる複合建築である。市政会館は、現在も公益財団法人後藤・安田記念東京都市研究所の事務所や図書館と、賃貸オフィスとして使用されており、日比谷公会堂は、現在、老朽化対策及び耐震化対策のため使用を休止しているが、コンサートや講演会など様々なイベントが催されていたホールである。

建物の価値

- ◆ 「市政会館」と「日比谷公会堂」の異なる機能と空間を、複合的な建物として一体的な立面により実現させた、極めて完成度の高い建造物である。
- ◆ 鉄骨鉄筋コンクリート造の初期の建物であり、本格的な音響設計が試みられた公会堂として、建築技術史上重要な建物である。
- ◆ 戦前から、市民文化や芸能の発信、国民に深く印象を残した出来事が起こった場所として周知され、日比谷公園と一体となって、変化し続ける都市の記憶と景観を継承し続ける重要なランドマークであり、東京ならではの地域的特色が顕著な建物である。
- ◆ 建築の計画から竣工に至るまでの各種資料と、開館してから現在に至るまでの東京都市研究所（東京市政調査会）の運営や日比谷公会堂の催事に関する資料を丹念に記録し、建物と共に保存しており歴史的価値も高い。



▲ 市政会館



▲ 日比谷公会堂

2 保存管理計画

< 保存管理の基本方針 >

- 外部内部ともに建設当初の設計趣旨を尊重し、本質的価値を有する部分の保存を図る。

市政会館

- 各階エレベーターホールや階段等の共用部等の当初の姿を良く留めている部分は、今後も現状を維持しながら適切に保存管理を行う。
- テナント部分はオフィスとしての利便性の向上や環境改善のため、文化財的価値に影響が少ない範囲で整備を行う。

日比谷公会堂

- ホールやホワイエ等の主要な空間は建設当初の設計趣旨を尊重した復原または整備を行う
- その他の部分は文化財的価値を維持しながら、安全性・利便性向上等のための整備を行う。

< 保護の方針 >

- 市政会館及び日比谷公会堂を構成する単位である部位（仕様）を、基準1から基準5の5つの< 部位 >に分類し、それぞれ保護の方針を定める。
- 市政会館及び日比谷公会堂の屋根、壁面外観（各面ごと）または各部屋を単位として、< 保存部分 > < 保全部分 > < その他部分 >の3つの< 部分 >に分類し、それぞれ保護の方針を定める。

保存部位： 市政会館及び日比谷公会堂としての価値を特に有する部位。材料自体を保存するものを基準1、定期的に材料の更新が生じる可能性があるものを基準2とする。
⇒ 文化財としての価値を守るため、当初のデザイン・意匠及び当初の仕様について、特に保存を行う。



▲ 基準1 黒色テラコッタ



▲ 基準1 テッセラー仕上

保全部位： 建物と一体化して意匠的な価値を有する部位。基準3とする。
⇒ 主な形状及び色彩を保存する。活用または補強のための変更を許容する。

その他部位： 市政会館及び日比谷公会堂としての価値が減じられている部位。意匠上の配慮が必要な部位を基準4、所有者等の自由裁量にゆだねられる部位を基準5とする。
⇒ 文化財としての価値が減じられているため、撤去、取替が可能。

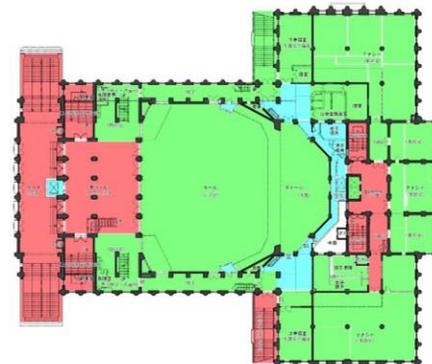
保存部分： 市政会館及び日比谷公会堂としての価値を特に有する部分。主に< 部位 >の基準1、基準2によって構成される。
⇒ 文化財としての価値を守るため、特に保存を行う。当初の仕様が失われている部分は復原を目指す。

保全部分： 建築物として維持及び保全することが必要な部分。活用又は安全性の向上のため整備等を許容する部分。主に< 部位 >の基準3又は基準4によって構成される。
⇒ 文化財としての価値を減じないよう、建築物として維持及び保全する。安全性を向上させる改造等は、意匠、機能を検討し、位置を限定して許容する。

その他部分： 市政会館及び日比谷公会堂としての価値が減じ、あるいは失われている部分。主に< 部位 >の基準4又は基準5で構成される。
⇒ 活用又は安全性の向上のための改変が可能。



▲ 部位の設定（例：2階ホワイエ）



▲ 部分の設定（例：2階平面図）

3 活用計画

<公開・活用の基本方針>

- ・ 日比谷公園の一角に建つ市政会館及び日比谷公会堂の建築としての価値を継承し、アーカイブ等を利用し魅力を発信する。
- ・ 地域や周辺施設等とネットワークを形成しながら、人々がつながり、新たな文化や芸術を発信する場とする。

市政会館

- ・ 都市自治及び市民生活の発展向上に寄与するため、建設当初から引き続き、市政会館を都市問題に関する自主独立した調査研究の拠点とする。
- ・ 見学会、展示ギャラリー貸し出し等を通し、市政会館の歴史や建築的価値と魅力を周知し、理解を深めてもらう。

日比谷公会堂

- ・ 音楽の拠点や歴史に残る出来事の間となってきた歴史を踏まえ、今後も多様な市民文化・芸能の発信、交流を育む質の高い多目的ホールとして多彩な催事に使用する。
- ・ 玄関ホールや広間等は、歴史的な意匠を生かし、品格の高い空間として、ユニークベニュー等多様な利用を促進していく。

4 環境保全計画

<環境保全の基本方針>

- ・ 建物周囲の環境保全に関しては、市政会館及び日比谷公会堂と一体的な価値を有することにも配慮して、適切に保存管理を行う。変化する景色を記憶し続ける視点場として、日比谷公園内のアイストップとして、建設当初から現在まで担ってきた役割を継承しながら周辺の景観との調和を図る。

5 防災計画

<防災上の課題と対応方針>

耐震対策

平成23年度に行った耐震診断の結果、現行耐震性能確保の必要性が確認されたため、耐震改修が必要である。

⇒ 耐震補強と免震改修を比較検討した結果、文化財的価値の保護が可能であり、大地震時に活用上の支障が生じない免震改修案を採用する。

建築基準法関連法令の不適合箇所の改善

現行法令に不適合な箇所が存在するため、今後、建築審査会の同意を得て建築基準法3条の適用等により解消していく予定である。

